

2025年6月27日の総務省通知により、電波法第100条に基づく「高周波利用設備」に新たにイミュニティ試験設備も該当することが明確化されました。

10kHz以上、50Wを超える出力のイミュニティ試験設備は、無線設備規則第65条第1項に従い適合性を確認した上で、所轄総合通信局へ申請、設置許可を取得する必要があります。

当社は、現地調査から設置許可取得までの全工程を一貫してサポートいたします。
設置許可申請の手続きでお困りの際は、豊富な実績を持つ当社にぜひご相談ください。

※設置許可未取得のまま利用している場合、電波法違反となりますので
1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金の罰則が適用される可能性があります。

＜設置許可取得までの流れ＞

制度の解説 打合せ



高周波利用設備の制度の解説や、必要な対応方法についてご説明します

現場調査



現場にお伺いし
チェックリストに基づき
設備仕様を確認した上で
測定プランを提示します

設置場所評価



無線設備規則第65条
第1項の各号に対する
測定を行い適合性を
確認します

申請書作成 サポート



必要な情報をまとめ、
申請書作成をサポート
します

許可取得 サポート



所轄総合通信局からの
問合せなどについて
設置許可取得まで
サポートします

＜許可取得が必要なイミュニティ試験設備＞

RFアンプ/ファストランジェントバースト試験器/バイポーラ電源 など



① 委員会活動を通じ総務省と打合せ・交渉した担当者が在籍（確かな知見と解釈）



一般社団法人電子情報技術産業協会 EMC委員会 に参画し、

- ・通知内容に対する総務省との打合せ・交渉担当
- ・交渉内容や解釈を取りまとめた解説資料を作成

関東・近畿・東海総合通信局と解説資料を元とした認識合わせを実施

② 無線設備規則第65条第1項に対する、確かな測定技術



高周波利用設備設置許可申請において

- ・測定手法を近畿総合通信局と整合
- ・測定結果を近畿総合通信局へ説明後、データ提出し設置許可を取得。（測定実績多数）